

各 位

獨 協 大 学

高等教育の修学支援新制度について（事前案内）

2020年4月よりスタートする高等教育の修学支援新制度は、①入学金と授業料の減免、②給付型奨学金（返還不要な奨学金）の2つの支援を行うものです。この支援を受けるには、世帯収入などの要件に合うこと、学ぶ意欲が十分にあることが求められます。高校や大学等の成績だけでなく、明確な進路意識と強い学びの意欲をしっかりと見極めた上で、支援が行われます。

制度の詳細はこちらをご覧ください。

日本学生支援機構のサイト <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

1. 2020年度入学試験における入学手続き時の支払いについて

【問い合わせ先】入試部入試課 TEL048-946-1900

本学に入学を希望する場合は、所定の入学手続き期間内に入学時納付金全額を納付する必要があります。当該支援制度を利用予定の者は、入学後に減免相当額を還付いたしますので、入学時納付金（金額は該当する入試要項を参照）を事前にご準備ください。

【参考】入学前に本人又は保護者が利用可能な支援制度

| 制度名 | 問い合わせ先 | |
|--------------------------|---|---|
| 生活福祉資金貸付制度 （教育支援金） | お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 （参考）都道府県社会福祉協議会お問い合わせ一覧 https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html |  |
| 国の教育ローン | 日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html |  |
| 労働金庫（ろうきん）の 入学時必要資金融資 | 労働金庫 https://all.rokin.or.jp/ |  |

（次葉に続く）

2. 既に高等学校等において予約採用を申し込んだ者

【問い合わせ先】 学生課奨学係 TEL048-946-1671

採用候補者となった者には、高等学校等を通じて給付型奨学金の「採用候補者決定通知」等必要な書類が交付されます。本学に入学後、学生課奨学係（学生センター1階）に必要な書類を提出し、進学届提出画面にログインするためのID、パスワードの交付を受けてください。その後、速やかにインターネットで「進学届」を提出してください。

（注意）進学届の提出が遅れると、奨学金の給付開始時期及び減免費用の申請に影響を及ぼすので注意すること。

3. 本学入学後に申請する者

【問い合わせ先】 学生課奨学係 TEL048-946-1671

4月上旬に開催されるガイダンスに出席してください。日程は2020年3月に“マイページ”上でご案内します。募集対象者の概略は以下の通りです。

学業等に係る基準 次のいずれかに該当すること（該当しない場合は採用されません）。

(1) 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること。

※本学の場合、「入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること」は基準に含まれません。

(2) 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。

(3) 将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。

家計に係る基準 次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当すること（該当しない場合は採用されません）

① 収入基準：以下のサイトであなたの世帯の構成で収入基準に該当するか確認してください。

※収入基準の審査には、あなたと生計維持者(父母等)のマイナンバーをJASSOに提出する必要があります。

② 資産基準：あなたと生計維持者(父母)の資産額の合計が2,000万円未満(生計維持者が1人の時は1,250万円未満)であること。

※資産とは、現金やこれに準ずるもの(投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計を指し、土地等の不動産は含みません)。

自分が支援の対象者になるかどうかは、以下のサイトで確認することが可能です。

[参考]進学資金シミュレーター

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>



(次葉に続く)

その他の基準 (1)及び(2)のいずれにも該当すること

(1) 大学入学時期等に係る基準

次のいずれかに該当する者。

- ① 高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から大学入学日までの期間が2年間を経過していない者
(例)2018年3月に高等学校を卒業→2020年度に大学へ入学した者は対象となります
- ② 高等学校卒業程度認定試験(以下「認定試験」)の受験資格を取得した年度(16歳となる年度)の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年間を経過していない者(5年間を経過しても、毎年度認定試験を受験していた者は含む)で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学へ入学した日までの期間が2年間を経過していない者
- ③ その他、外国の学校教育の課程を修了した者については、所定条件があります。

(2) 在留資格に係る基準

外国籍の人は、次のいずれかに該当する者のみ対象となる。

- ① 法定特別永住者
- ② 在留資格が「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である者
- ③ 在留資格が「定住者」であって、日本に永住する意思がある者

以上